議案第30号

渋川市証人等の実費弁償に関する条例の一部を改正する条例を次のように 制定する。

平成31年2月27日提出

渋川市長 髙 木 勉

渋川市証人等の実費弁償に関する条例の一部を改正する条例 渋川市証人等の実費弁償に関する条例(平成18年渋川市条例第270号)の一部を次のように改正する。

第2条第3号から第5号までを次のように改める。

- (3) 法第115条の2第1項(法第109条第5項において準用する 場合を含む。)の規定による公聴会に参加した者
- (4) 法第115条の2第2項(法第109条第5項において準用する 場合を含む。)の規定により出頭した参考人
- (5) 法第199条第8項の規定により出頭した関係人
- 第2条第9号中「若しくは」を「又は」に改める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

理由

条例の評価・見直しの審査結果に基づき、所要の改正をしようとするものである。

渋川市証人等の実費弁償に関する条例の一部を改正する条例(案)新旧対照表

(傍線の部分は改正部分)

	現 行
(適用範囲) 第2条 この条例は、次に掲げる証人等に適用する。 (1)・(2) (略) (3) 法第115条の2第1項(法第109条第5項において準用する場合を含む。)の規定による公聴会に参加した者 (4) 法第115条の2第2項(法第109条第5項において準用する場合を含む。)の規定により出頭した参考人 (5) 法第199条第8項の規定により出頭した関係人 (6)~(8) (略) (9) 前各号のほか、法令の規定により出頭し、又は参加した者及び市の機関の依頼又は要求に応じ、公務の遂行を補助するため、証人、鑑定人、参考人等として旅行した者	項の規定により出頭した参考人 (4) 法第199条第8項の規定により出頭した関係人 (5) 法第109条第5項、第109条の2第5項及び第110条第5項の規定による公聴会に参加した者(6)~(8)